

NPO 法人岡崎まち育てセンター・りた行動計画
(女性活躍推進法に係る一般事業主行動計画)

■男女ともに全社員が活躍でき、仕事と家庭の両立ができる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 2023年4月1日 ～ 2028年3月31日 (5年間)

2. 内容

(1) 女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供

目標 1 : 女性職員の働く職場の状況について、随時法人 Web ページにて PR する。

<取組み及び実施期間>

- ・2023年4月～ 女性職員の働く職場の状況について法人 Web ページにて紹介記事を掲載。(従前より継続)
- ・2023年8月～ 諸制度改善に伴う女性の働きやすさ向上についてアンケート等で調査を実施
- ・2024年8月～ 上記アンケート結果等を踏まえて、制度の改善を図り、法人 Web ページにて職場環境の状況を発信する。

(2) 職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備

目標 2 : 計画期間内の育児休業の取得状況を次の水準以上とする
女性職員 : 計画期間内の休業取得率が 80%以上であること
男性職員 : 計画期間内の休業取得率が 60%以上であること

<取組み及び実施期間>

- ・2023年4月～ ・制度に関するチラシを作成するなど、定期的な育児支援の諸制度の周知、啓発を行う。
 - ・妊娠及び出産予定の届けがあった女性社員に対し、育児休業制度の説明を行い、育児休業の取得を促す。
 - ・制度利用を促すため、事務局による面談実施。(従前より継続)
- ・2023年8月～ 男性・女性共に、職員が育児休業を取得しやすい環境の整備について、検討を開始する。(該当職員へのヒアリング等)
- ・2024年1月～ 検討結果を踏まえた制度運用・環境改善を試行的に開始。
- ・2024年7月～ 試行結果を反映させた制度等の改善を行う。

以上